

はじまります！

# インボイス制度



## 1 課税事業者と免税事業者

課税事業者とは、前々年の課税売上高※1が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高※2が1,000万円以下の事業者です。

※1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

※2 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

### ■ 農家が課税事業者の場合



※令和5年10月1日以降は原則としてインボイスが必要

### ■ 農家が免税事業者の場合



## 2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

### ■ 販売時・仕入時の対応

事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応（仕入税額控除）	
		本則課税	簡易課税
適格請求書 発行事業者	課税事業者である買い手から の求めに応じインボイスの発行が義務化※	売り手から発行された インボイスを基に 計算※	現行通り (インボイス不要)
課税事業者	現行通り (インボイスの発行不可)		
免税事業者			-

※農協特例の適用を受ける場合を除く

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります。  
⇒ 1の事例の場合、1,600円の納税が必要になる！

